

第 9 8 号議案

中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和元年 1 1 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、
放課後児童支援員の資格要件を改める必要がある。

中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例

中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
(平成26年中野区条例第29号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」を「、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。